

大野北公民館利用サークル協議会会則

(名称及び事務所)

第1条 この協議会は、大野北公民館利用サークル協議会（以下「利用協」という。）といい、事務所を大野北公民館内に置く。

(目的)

第2条 利用協は、サークルの自主的な公民館活動の促進を図るとともに地域の生涯学習活動の推進と公民館の利用環境の維持、向上、及び利用者相互の親睦を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 利用協は、相模原市生涯学習情報システムにおいて活動場所を大野北公民館としている団体並びにサークル等（以下「サークル」という。）をもって組織する。

2 利用協は、全サークルを別表の部門で編成する。

3 館長は、参与として利用協に参加し、利用協の会務に対し助言を与えることができる。

(事業)

第4条 利用協は、第2条の目的達成のため、次の各号に定める事業を行なう。

(1) 地域の生涯学習活動の推進に関すること。

(2) 活動成果の発表の機会を企画し実施に関すること。

(3) 公民館の利用環境の維持、向上に関すること。

(4) 各種学習会等を開催すること。

(5) その他目的達成のための必要な事業。

(役員及び任期)

第5条 利用協に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 総務 3名

(4) 会計 2名

(5) 会計監査 2名

2 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、任期が満了となっても、後任者が就任するまでは、なおその職を行なうものとする。

(役員選出)

第6条 役員は、幹事会において、幹事のうちから互選によって決定されるもの、及び、役員選出委員会から推薦された候補者が承認されたものとする。

2 利用協に、役員選出委員会を置く。この委員会は、幹事会メンバーから、会長が指名し、別表（第3条関係）サークル部門（但し、地域・子育ては併せて一部門として扱う）を代表する委員により構成される。役員選出委員会は会長、副会長、会計及び会計監査の候補者を各一名、総務からは二名を選出する。

3 会長以外の役員は、幹事会において、役員選出委員会により選出された候補者に加えて、一名ずつ決定する。ただし、選出委員会で所定の役員候補を選出出来なかった場合には 総会時の幹事会で、その不足数を加えて選出する。

(役員職務)

第7条 役員職務は次のとおりとする。

(1) 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時、又は会長が欠けた時は、その職務を代理する。

(3) 総務は、運営に関する事務を処理する。

(4) 会計は、利用協の会計を処理する。

(5) 会計監査は、利用協の経理を監査する。

(会議)

第8条 利用協の会議は、総会、幹事会、役員会とする。

(総会)

第9条 総会は、会長が招集し、毎年1回開催し次の事項を協議する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 会則の改廃に関すること。
- (4) その他会長が必要と認める事項。
- (5) 総会は、出席者をもって開き、議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

2 総会の議長は、その総会において、出席した者のうちから選任する。

(幹事会)

第10条 幹事は、第3条第1項の規定により各部門から互選により選出された者で、その数は、各部門から2名以上4名以内とする。

2 幹事会は、前項で選出された幹事により構成し、次の事項を行なう。

- (1) 総会で決定された事項の執行に関すること。
- (2) 利用協の運営に関すること。
- (3) その他会長が必要と認める事項に関すること。
- (4) 幹事会は、過半数の出席がなければ開くことができない。
- (5) 幹事会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

3 幹事会の議長には、会長があたる。

(役員会)

第11条 役員会は、第5条に規定する者をもって構成し、次の事項を行なう。

- (1) 総会及び幹事会で決定する事項を審議すること。
- (2) 役員会に委任された事項に関すること。
- (3) その他、緊急を要する事項に関すること。
- (4) 役員会は、過半数の出席がなければ開くことができない。
- (5) 役員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

2 役員会の議長には、会長があたる。

(会計)

第12条 利用協の経費は、助成金その他の収入を持ってあてる。

2 会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

(その他)

第13条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が幹事会に諮って決める。

附 則

1 この会則は、平成18年2月25日より施行する。

2 この会則は、平成26年2月22日より施行する。

3 この会則は、平成28年3月12日より施行する。

第5、6、7条に関わる役員として「庶務」、「書記」を「総務」に統合し、第12条2の会計年度を「毎年4月1日に始まり…」を「毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる」に変更

別表（第3条関係）サークル部門

学 習	文芸美術	生活文化	音 楽	芸 能	健康レク	料 理	地 域	子育て
-----	------	------	-----	-----	------	-----	-----	-----